

## 与薬依頼書

平成 年 月 日 ( ) 依頼先		保育園
依頼者 保護者氏名 (自署)	連絡先  電話	
子ども氏名	(男 女)	歳 月
クラス名	診察券番号	
医療機関名	電話	
	F A X	
病名 (又は症状)		
持参した薬は		
年 月 日に処方された		日分のうちの 本日分
保管は 室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他 ( )		
薬の剤型		
粉 ・ 液 (シロップ) ・ 外用薬 ・ その他 ( )		
薬の内容 (薬品名なども記入して下さい)		
与薬する時間		
食前 ・ 食間 ・ 食後		
給食の 分前 ・ 分後		
その他 (外用薬の使用法も含む)		

# 与薬指示書

下記の保育園児について、当院で加療中ですが、登園の際は、保護者に代わり、与薬をお願いします。

保育園名

氏名

病名（または症状）

今回の処方

月

日

～

月

日

日分

保育園で飲ませる薬（該当するものに○印、内容についてご記入下さい）

時/間	剤型	内 容	注意事項
食前・食後・食間 その他( )	粉・水薬 その他 ( )		
食前・食後・食間 その他( )	粉・水薬 その他 ( )		
食前・食後・食間 その他( )	粉・水薬 その他 ( )		

年 月 日

医師

住所

氏名

サイン

電話

# 保護者の方へ

梅ノ宮保育園

1. お子さんの薬は、本来は保護者の方が与えていただくものです。保育園では原則として与薬が出来ません。  
ただし、やむをえない理由がある場合にかぎり、保育園が保護者に代わって与えます。この場合は、万全を期すため「医師の指示書」及び「依頼書」が必要です。「指示書」及び「依頼書」に必要事項を記載したものを、薬に添付して保育園に手渡して下さい。  
※「医師の指示書」がある場合でも内容によってはお預かり出来ない場合がありますのでご了解下さい。
2. 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在籍していることと、保育園では原則として薬の使用が出来ない事をお伝え下さい。
3. 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りします。
4. 保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応出来ません。
5. 座薬の使用は原則として行いません。やむをえず使用する場合は医師の「指示書」及び保護者の「依頼書」を添付して下さい。なお使用に当たっては、そのつど保護者に連絡しますのでご了承下さい。  
(初めて使用する座薬については対応出来ません)
6. 経過が長引きそうな慢性の病気の日常における与薬や処置については、主治医と保護者の方、保育園の相互連携が必要ですとお申し出下さい。
7. 症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断が出来ませんので、その都度保護者に連絡し、与薬する事になりますのでご了承ください。
8. 持参する薬について  
医師が処方した薬に限りします。また、必ず医師の「指示書」、保護者の「依頼書」を添付して下さい。  
①与薬する薬は一回ずつわけて、当日分のみご用意下さい。  
②袋や容器にお子さんの名前と与薬時間を記して下さい。
9. 軽微な疾患（風邪や下痢等）の場合、朝、夕、眠前など服薬の工夫が出来ないか、医師に相談して、出来るだけ家庭で与薬をするようにして下さい。やむをえず保育園での与薬が必要な場合、医師の指示があるときは、「医師の指示書」及び保護者の「依頼書」を添付して下さい。

主治医 様

社会福祉法人梅ノ宮乳児保育園  
梅ノ宮乳児保育園  
梅ノ宮保育園

### 保育園での与薬指示についてのご依頼

日頃は保育園児童の傷病等でお世話になり、ありがとうございます。  
保育園では、原則として薬剤を扱わないこととなっています。しかし、お子様の状態により、与薬が必要となる場合は、お手数をお掛け致しますが別紙の指示書にご指示頂きますよう、お願い致します。

与薬の基本的な考え方につきましては、

お子様の主治医が処方した薬は原則として、家族が飲ませる（子どもが自分で飲むことはむずかしいため）。

どうしても保育園で薬を飲ませる必要のある時は、保護者、保育士も医師の指示のもと、お子様の薬に関しては同じレベルの知識を持つことが望ましい。

上記の内容により、京都市保健福祉局 子育て支援部保育課より指導を受け、京都市保育園全体で取り組んでいるものであります。  
何卒、理解を頂きますようお願い申し上げます。